

平成29年加美町議会第2回定例会会議録第3号

平成29年6月9日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
14番	佐藤善一君	15番	下山孝雄君
16番	米木正二君	17番	三浦又英君
18番	早坂伊佐雄君		

欠席議員（1名）

13番 伊藤信行君

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	小川哲夫君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	内海悟君
税務課長兼 特別徴収対策室長	佐藤和枝君
農林課長	早坂雄幸君

農業振興対策室長	太田浩二君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	藤原誠君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	武田守義君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	和田幸蔵君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	長沼哲君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	岩崎行輝君
体育振興室長	浅野善彦君
農業委員会事務局長	今野仁一君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	今野伸悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	小林洋子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 2号 平成28年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 3 報告第 3号 平成28年度株式会社加美町振興公社決算について
- 第 4 報告第 4号 平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

- 第 5 報告第 5 号 平成 28 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 6 号 平成 28 年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 7 報告第 7 号 平成 28 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
- 第 8 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について（平成 28 年度宮崎地区商店
街活性化拠点新築工事請負変更契約の締結について）
- 第 9 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正
する条例）
- 第 10 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（加美町過疎地域自立促進特
別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改
正する条例）
- 第 12 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について（加美町企業立地及び事業高
度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免
除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 13 承認第 7 号 専決処分した事件の承認について（加美町復興産業集積区域に
おける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例）
- 第 14 議案第 53 号 加美町町民体育館条例の一部改正について
- 第 15 議案第 54 号 加美町町民運動場条例の一部改正について
- 第 16 議案第 55 号 加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止について
- 第 17 議案第 56 号 加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止について
- 第 18 議案第 57 号 物品購入契約の締結について（平成 29 年度雪寒機械（11t
級車輪式除雪ドーザ・ロータリ除雪装置付 1 台）購入）
- 第 19 議案第 58 号 物品購入契約の締結について（平成 29 年度加美町立小野田中
学校生徒送迎用スクールバス購入）
- 第 20 議案第 59 号 工事委託に関する協定の締結について
- 第 21 議案第 60 号 平成 29 年度加美町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 61 号 平成 29 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1

号)

第 2 3 議案第 6 2 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 2 4 議案第 6 3 号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

第 2 5 議員派遣の件について

第 2 6 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 6 まで

午後 2時00分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。13番伊藤信行君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番木村哲夫君、8番三浦英典君を指名いたします。

日程第2 報告第2号 平成28年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、報告第2号平成28年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、よろしくお願いいたします。

報告第2号平成28年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成28年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成28年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号平成28年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第3 報告第3号 平成28年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第3号平成28年度株式会社加美町振興公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第3号平成28年度株式会社加美町振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の平成28年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第1期平成28年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に

より報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） きのうの一般質問にも関連して、経営方針の中に観光交流人口の増加というふうな項目で（3）接遇・おもてなしという項目がありますが、これまでの従業員の研修とそれから今後の研修の計画についてぜひお聞かせください。というのも、せっかく3公社が統合して大きくなって人材も豊富になっていますので、そのおもてなしの仕方についてもう一工夫あったらもっとすてきなご案内ができるのではないかなというふうに考えていますし、町民もそのように希望しておりますので、ぜひその計画についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

今、観光、交流人口の増加ということをいろいろな方法で考えて進めているところですが、おもてなしのための社員研修はどうあるのかというようなご質問だったというふうに思います。毎年年度が始まる時、それから12月の公社全体で3日ほど休みをとったときに社員研修というのを、旅館の女将さんに来ていただいたりさまざまな人にお話をいただいたりして、町長にも講師になっていただいたこともございますし、研修はしているんですが、公社が、どうしても長く勤めている人だけではなくて年度途中で入ってきた人に対して研修を行うというような余裕がないということがございました。ですから、よくお客様にも返事がなっていないのではないのか、挨拶の声が小さいのではないかなというようなご指摘、ご叱声をいただくことがございます。途中で採用になったり、あるいは臨時でパートさんとして入った方に対してそういう研修を、本当に挨拶はしてねとか「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」は忘れないように言ってねという程度で現場に出ていくというようなこともございますので、なお一層社員の研修、これからインバウンドとか、さらに交流人口がふえるように努めていく中で社員研修には努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 統合して1年ということでメリットがいろいろ出てきたのかなと思いますけれども、その辺1年間やってみての状況、もしくは今後もう少しこの辺をとというのがあればお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 惠君） 統合してメリット、デメリット、少しでもお時間をいただいて説明をさせていただきます。公社それぞれ、3つの公社はそれぞれの文化的な背景、歴史的な背景、まちづくりの背景を持ってそれぞれの公社ができました。中新田は食文化公社というのが前身で、そのために加工センターをつくったり、交流物産館、そして健康増進ということで、宮城県で2番目のパークゴルフ場をつくった。小野田は、企業を誘致するというよりもリゾート、観光で交流人口と雇用をふやしていくという考えで非常に大きな施設、さまざまな複合施設をつくってそれに応えるようにしてきた。宮崎は、地域の人たちの癒しの空間としてその地域の人たちに愛される施設をとということでやってきた。そういうそれぞれの特徴を足して3で割るような公社ではよくないのではないかとすることは痛感していますし、最初はそういうこともありました。合併したときは足して3で割ってどこもよくしようという思いがありましたけれども、途中からそれぞれの施設の目的あるいは個性というものを生かしていくことがその施設を伸ばしていくことになるんだというふうに思って、そのような形で進めるようにしてきたつもりです。

ですから、夏ごろまでちょっと人的配置、あるいは12月の議会でお願ひして補正をさせていただきましたけれども、人件費のところでも、それぞれの違いがあったのを統合していくというようなことで、夏まではなかなか難しかったと思います。システムの統合というのもありましたし、それ以降は今お話ししたようなことで、それぞれの個性を生かしながらそれぞれの長所を生かしていくということで、お互いに合宿、それから施設の宿泊、こちらでちょっと予約厳しいというときはそちらどうですかというようにお客さんにお願ひしたり、あるいは一番喜ばれたのは、パークゴルフなんていうのは両方で使えるようにしたとか、お風呂もですけども、そういうようなことでだんだん公社の持ち味というものを生かせるようになってきたのではないかなとっております。

ですから、平成29年度におきましては、今申し上げたようなところを生かしてさらにお客様のふえるような施設にしていきたいというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3平成28年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第4号 平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、報告第4号平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算に

ついて報告を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 報告第4号平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の平成28年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

- 議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成28年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第5号 平成28年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、報告第5号平成28年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 報告第5号平成28年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年2月第1回定例会に上程し議決をいただいております平成28年度加美町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費について、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務、集落基盤整備事業のほか11の事業、及び第2回臨時会に上程し議決をいただいております補正予算（第7号）の繰越明許費について、臨時福祉給付金給付事業と合わせて計14事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

- 議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成28年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第6 報告第6号 平成28年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について

- 議長（早坂伊佐雄君） 日程第6、報告第6号平成28年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算

書について報告を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 報告第6号平成28年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第220条第3項に規定されている事故繰越として、避けがたい事故のため事業が完了しなかったものについては、施行令第150条第3項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し次の会議において議会に報告しなければならないと規定されております。今回の事故繰越は、平成27年度からの繰り越しとなった農業施設災害復旧事業について年度内完了を目指してまいりましたが、工事着工後の土質調査の結果、工法の変更が必要となったため工法の検討及び利用材料の選定に時間を要し工事を中断せざるを得ない状況となり事故繰越となったものであります。以上、報告といたします。

- 議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

- 7番（木村哲夫君） 今町長から説明いただきましたが、土質の調査ということで、当初も土質の調査をしていたのか、もしくは調査した結果当初想定していた施工方法と変わったのか、その辺もう少し具体的にお願いします。

- 議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

- 農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

地質調査は行っておりましたが、その含水比の関係で、その後にその土が悪くなったということもございまして再度土質調査を行っておりまして、それで含水比の調整を図るために、今回の補正予算にも計上しておりますけれども、調整材として石灰を混ぜて安定土壌にするということで工期を変更したものでございます。国で示されている基準を満たさなかったということもございまして、工期がずっと延び延びになってきているという状況でございます。以上でございます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

- 7番（木村哲夫君） ちなみにお聞きしたいんですが、その含水率がふえたというのは、当初調査したときと、例えば水とかさまざまな自然環境で状況が変わったということと違ってよろしいんですか。

- 議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

- 農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

現場に保管している土とそれから購入ということでよそから持ってくる土があったわけです。

けれども、現場に保管している土が、保管状況にもよるかとは思いますが、あそこの大池澤ため池周辺は山岳地帯というか、山が入り組んでいるところでありまして、保管状況の確認も業者には徹底するようには言ってはいたんですが、どうしても含水比が高くなったという状況でありまして、それを盛り土材として使用できないと再度の地質調査でわかったものですから、改めて調整を図るということで今回の事故繰越ということになったものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成28年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書については終了いたします。

日程第7 報告第7号 平成28年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、報告第7号平成28年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第7号平成28年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年2月第1回定例会に上程し議決をいただいております平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費について、中新田浄化センター水処理施設増設工事委託及び公共下水道雨水管渠工事の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成28年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第8 報告第8号 専決処分した事件の報告について（平成28年度宮崎地区商店街活性化拠点新築工事請負変更契約の締結について）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、報告第8号専決処分した事件の報告について（平成28年度

宮崎地区商店街活性化拠点新築工事請負変更契約の締結について) 報告を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 報告第8号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成28年加美町議会第4回臨時会において工事請負契約のご承認をいただいて工事を施工しております宮崎地区商店街活性化拠点新築工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を経た工事請負契約について変更金額が契約金額の10%以内で1,000万円以下の場合は町長の専決事項であることから、平成29年4月11日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

主な内容は、1つ目として建物東側の芝生広場部分をインターロッキングブロック舗装へと変更したこと、2つ目に南側の緑地計画部分を駐車場として利用できるよう砂利敷きへと変更したこと、3つ目に各種厨房機器、店舗の冷蔵庫、冷凍庫等について準備委員会との協議により機種を変更したことなどの工事の変更を行ったもので、これにより、変更前契約額1億2,312万円に490万3,200円を追加し1億2,802万3,200円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成29年4月21日までに工事は完了しており、4月30日にオープン記念式典が実施され営業が開始されております。

以上、ご報告させていただきました。

○議長(早坂伊佐雄君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号専決処分した事件の報告について(平成28年度宮崎地区商店街活性化拠点新築工事請負変更契約の締結について)を終了いたします。

日程第9 承認第3号 専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第9、承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第3号専決処分した事件の承認について(加美町税条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31

日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得等について、提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し所得税と異なる課税方式により町長が個人住民税の課税方式を決定できることを明確化するもの、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税を最初の4年間2分の1に減額する課税標準の特例について規定するもの、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について我が町特例として2分の1と定めるもの、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を平成33年度までの3年間延長するもの、軽自動車税のグリーン化特例（軽減課税）について適用期限を2年間延長するもの、軽自動車税の環境性能割の導入が延長され平成26年条例第8号及び平成28年条例第19号の町税条例の一部改正規定の条文整備を行うものなどのほか、法令等の改正に伴う引用条項等の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第4号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第10、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町国民

健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、低所得者の国民健康保険税を軽減するため、5割減額の対象となる世帯の判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行「26万5,000円」から「27万円」に、また2割減額の対象となる世帯の判定所得の算定においては被保険者の数に乗すべき金額を現行の「48万円」から「49万円」に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について(加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第5号 専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第11、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町過疎

地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を「平成29年3月31日」から「平成31年3月31日」の2年間延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、承認第5号専決処分した事件の承認について(加美町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 承認第6号 専決処分した事件の承認について(加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第12、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町企業

立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を「平成29年3月31日」から「平成30年3月31日」の1年間延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、承認第6号専決処分した事件の承認について(加美町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第13 承認第7号 専決処分した事件の承認について(加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改

正する条例)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第13、承認第7号専決処分した事件の承認について（加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 承認第7号専決処分した事件の承認について（加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものであります。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を「平成29年3月31日」から「平成33年3月31日」の4年間延長するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 前のほうもそうだったんですが、これに該当する加美町の地区はどこなのかお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 税務課長。

○税務課長兼特別徴収対策室長（佐藤和枝君） 税務課長です。

こちらのほうは区域といいますか、会社単位でございまして、申請がありまして、平成28年度で9社の申請がございました。それで、金額では2,384万2,500円になります。こちらの金額につきましては、100%震災復興特別交付税というもので補填されることになっております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 地域というわけではないんですね。会社ということ。集積区域とあったものですから土地が特定されるのかなと思いましたが、違うんですね。

○議長（早坂伊佐雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長でございます。

本町加美町が復興特区に入っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第7号専決処分した事件の承認について（加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、承認第7号専決処分した事件の承認について（加美町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第14 議案第53号 加美町町民体育館条例の一部改正について

日程第15 議案第54号 加美町町民運動場条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第14、議案第53号加美町町民体育館条例の一部改正について、日程第15、議案第54号加美町町民運動場条例の一部改正について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第53号加美町町民体育館条例の一部改正について及び日程第15、議案第54号加美町町民運動場条例の一部改正については一括議題とすることに決定いたしました。

日程第14、議案第53号及び日程第15、議案第54号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第53号加美町町民体育館条例の一部改正について、議案第54号加美町町民運動場条例の一部改正については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

本案件は、平成26年3月に閉校した旧上多田川小学校の施設に係る条例でございます。校舎については平成29年2月に加美町音楽技能習得施設条例を制定したところですが、体育館及

び校庭については、町民の利用に供する施設として規定の条例に加えるものであります。議案第53号では町民体育館条例に上多田川地区体育館として、議案第54号では町民運動場条例に上多田川地区運動場としてそれぞれ位置づけするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号加美町町民体育館条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号加美町町民体育館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第54号加美町町民運動場条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号加美町町民運動場条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号 加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止について

日程第17 議案第56号 加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止について

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第16、議案第55号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止について、日程第17、議案第56号加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止について、以上2件はいずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第16、議案第55号加美町有林管

理事業労務者退職手当支給条例の廃止について及び日程第17、議案第56号加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止については一括議題とすることに決定いたしました。

日程第16、議案第55号及び日程第17、議案第56号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第55号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止について、議案第56号加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

両条例は、優秀な林業労働力を確保し町有林の円滑な経営と発展を図る目的で昭和54年に制定され、林業労務者の退職手当の支給について必要な事項を定め、基金を設立し取り組んでまいりました。平成27年度からは林業労務者の社会保険適用などの雇用条件の改善を目的として通年雇用とし、任用形態について検討を行い、平成29年4月より一般の非常勤職員と同様の任用に改正したものであります。これにより、退職手当につきましては一般の非常勤職員には支給されていないことから、平成28年度末をもって退職手当の支給を終了し、林業労務者の退職手当のために制定された退職手当支給条例について廃止をするものであります。

また、退職手当を支給するため毎年度積み立てていた退職手当基金条例についてもあわせて廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号加美町有林管理事業労務者退職手当支給条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第56号加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号加美町有林管理事業労務者退職手当基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時10分までとします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第18 議案第57号 物品購入契約の締結について（平成29年度雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ・ロータリ除雪装置付1台）購入）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第18、議案第57号物品購入契約の締結について（平成29年度雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ・ロータリ除雪装置付1台）購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第57号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、小野田支所に配備しておりました11t級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付が15年経過し更新時期を迎えましたことから、新たに購入するもので、指名競争入札により6社を指名して5月22日に入札を行いましたところ、日本キャタピラー合同会社古川営業所が2,995万円で落札いたしましたので、同所長はしもとしょうじと物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は平成29年11月24日としております。

お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番三浦 進君。

○4番（三浦 進君） 耐用年数切れて処分されるドーザはどのような処置になるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

先ほど町長がおっしゃったように15年になったということで、補助事業からいいますと、更新時期が13.5年とされております。今回15年ということで更新になりますが、更新前の機械については、今小野田、宮崎、中新田と3地区ということで除雪計画に基づいてやっているわけなんですけれども、その地区で除雪の路線数とか、あと機械の修繕等に係る経費等、いろいろその機械によって違ってまいりますので、地区間で今後打ち合わせをしながら、例えば今更新の機械を中新田地区に持っていくとか、そういう形で今後も町道の除雪作業として使用することになっております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） その他質疑はございませんか。8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） 入札制度でいろいろ条件を出されると思うんですが、今回のこういうものは、どういう条件を出してこの機種になったのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

物品、今回の購入の条件でございますが、1つは、仕様といたしまして除雪ドーザということで11t級という、その一つが条件で、車輪式、それにロータリーの除雪装置を1台という形の仕様になってございまして、あとは付属品としてチェーンとか、あとは加美町というネームを入れるとか、そういう形の仕様になってございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） 一つのこのメーカーのこの機種のというふうな固定したものを提示して競争させると正式な競争になるんだと思うんですが、枠としては非常に大きい考え方で提示しているわけですね。この辺だと、メーカーによる、あるいは中のいろいろな附属の条件というものも含めて物が違うんだろうと思うんですね。そういうところで、どこの業者がこういうものを納入したい、あるいはこういう値段になるという話になると正式な競争になるのかどうかというのちょっと疑問に思ったからちょっとお伺いしたんですが、今後その辺の提示の仕方をどこかもちょっと絞るとか、正式な競争の土台に乗るような考え方の入札の条件の出し方とかというのは考えるつもりはないかどうかちょっとお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

今回の除雪ドーザにつきましては、メインがあくまでも11tドーザということで示しておりますので、ドーザということになりますと例えばキャタピラーさんとかコマツさんとかメー

カーいろいろ、11 t に関しては機種選定に関して1社に絞るということができないと思いますので、そういう形で今回11 t のドーザがメインで、それにあと今回のロータリーを設置ということでの注文にさせていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦英典君。

○8番（三浦英典君） この辺は監査委員さんはどういうふうを考えるものですか。ちょっとご意見をお伺いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（早坂伊佐雄君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小川元子君） 監査委員です。

機種等につきましては、メーカー指定しなくても、その仕様であればどこのメーカーでもオーケーかなと考えますが。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） その他質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号物品購入契約の締結について（平成29年度雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ・ロータリ除雪装置付1台）購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号物品購入契約の締結について（平成29年度雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ・ロータリ除雪装置付1台）購入）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号 物品購入契約の締結について（平成29年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第19、議案第58号物品購入契約の締結について（平成29年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第58号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、小野田中学校に配備しております生徒送迎用スクールバス4台のうち、導入から20年を過ぎた一番古いスクールバスを更新するもので、指名競争入札により8社を指名して

5月22日に入札を行いましたところ、旭重車輛株式会社が1,687万円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。なお、納入期限は平成29年12月25日となっております。

お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号物品購入契約の締結について（平成29年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号物品購入契約の締結について（平成29年度加美町立小野田中学校生徒送迎用スクールバス購入）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第59号 工事委託に関する協定の締結について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第20、議案第59号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第59号工事委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、平成26年度に協定締結しました中新田浄化センター水処理施設4系列目増設工事による汚泥量の増加に伴い汚泥処理施設の増設が必要となることから、処理能力の確保を目的として増設工事を実施するに当たり、日本下水道事業団理事長辻原俊博と金額9,900万円、期間を平成29、30年度の2年間で工事委託に関する協定を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び加美町議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるであります。

なお、事業費の内訳等につきましては、配付しております資料を参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号工事委託に関する協定の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第59号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第60号 平成29年度加美町一般会計補正予算（第1号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第21、議案第60号平成29年度加美町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第60号平成29年度加美町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ9,776万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ135億4,776万6,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として過疎地域等自立活性化推進交付金2,139万3,000円増、地方創生推進交付金1,100万円増、地方創生拠点整備交付金1,183万円増、繰入金として財政調整基金繰入金2,000万円増、諸収入として自治総合センターコミュニティ助成金1,710万円増、町債としてスポーツツーリズム拠点整備事業債1,240万円増などであります。

歳出については、総務費では地方自治センターコミュニティ助成事業補助金1,710万円増、ボルダリング施設整備工事2,193万円増、農林水産業費ではわさび栽培施設管理業務委託592万6,000円増、教育費では西小野田小学校校舎西側外壁改修工事200万2,000円増、災害復旧費では農業施設災害復旧工事462万3,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） それでは、3点お願いします。

まず、8ページですけれども、総務管理費、この中の1の一般管理費、この中にふるさと納税謝礼250万円、これは当初予算の60%になります。それからふるさと応援基金459万9,000円、これは当初の47%になります。比率的には少し大きいのかなと。新年度が始まってまだ2カ月ですけれども、この補正した理由をお願いしたいと思います。ただ、この件については一昨日、たしか4番議員でしょうか、この中で答弁されていますけれども、モンベルの関係重なることもあろうかと思えます。お願いします。

それから、2つ目ですけれども、同じく8ページの7目情報システム費、この中に情報システム改修委託料175万9,000円、それから情報システム委託料113万4,000円、この具体的な内容をひとつお願いしたいと思います。

それから、3つ目、11ページ。8款の土木費がありますけれども、この中の2目の住宅建設費、この中に木造住宅耐震診断助成事業委託料が出ています。これは当初と同じ金額になります。それから補助金として木造住宅耐震改修工事助成事業184万4,000円、これは当初の67%になります。少しこれも比率的には今のところ大きいのかなと思うわけですが、新年度が始まって2カ月で補正する理由をひとつお願いしたいと思います。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

一般管理費のふるさと納税、ふるさと応援基金に関する補正増の理由ということでございますが、今回の補正につきましては、平成28年度のふるさと納税寄附金が年度末に増となったことに伴いましてふるさと応援基金への積立金と合わせてふるさと納税への謝礼、あとは役務費もですが、手数料というようなことで合わせて補正増とするものでございます。平成28年度の見込みでは960万円ほどの寄附金を見込んでおりましたが、納税額実績で1,384万円ほどということになっております。その分の増分と合わせまして、あと平成27年度の一部精算積み立て分も36万円ほど残ってございましたので、合わせて459万9,000円の積み立ての増をするものというようなことでございます。それに伴いまして謝礼、手数料について増をするというようなことでございます。

補正増となった要因でございますが、3月分の寄附金額としまして521万円ほどの寄附をい

ただいております。そのうちモンベルのポイントの分が501万円ということで、その分が補正増の大きな理由ということになります。ちなみに、モンベルのポイントについては3月19日からシステム上でできるようになったものでございまして、期間的にも短い期間でなっているという状況でございます。また、平成29年度に入りまして4月が260万円の寄附金をいただいておりますが、そのうちモンベルのポイントとしては222万円と、5月分が287万円のうち234万円というような状況になっております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

2点目の情報システム費の関係の説明をさせていただきます。

まず、委託料の情報システム改修委託料175万9,000円でございますけれども、これは昨年度、会計課にございますシステムでございますが、ファームバンキングシステムを入れかえたところでございます。このファームバンキングシステムと申しますのは、会計課にございます専用端末機から、例えば税金等の引き落とし等を例えば銀行のサーバーに接続をいたしましてその情報のやりとりを行うものでございます。これまで銀行などには情報の入ったフロッピーディスクを持参して取引を行っていたわけでございますけれども、平成29年度よりそういったシステムに改修したと。しかしながら、ゆうちょ銀行におきましては、その独自のシステムということで改修がなされておりました。したがって、ゆうちょにはそのフロッピーディスクを持ってそれらの処理を行っていただいたというところがございます。今回ゆうちょ銀行におきましてもそれは統一したシステムに改修がなされたということで、役場の会計課にありますそのシステムをそれに合った形に改修をする費用で175万9,000円計上させていただきました。

それから、2点目の情報システム委託料113万4,000円でございます。これは2件ございます。まず1点目が、平成29年度から国のほうでは情報ネットワークの強靱化を図りなさいということでございまして、ことしから職員が使用いたしますインターネットに関しましては宮城県のセキュリティーサーバーを介して今つないでいるという状況でございます。したがって、加美町から外部へ情報発信する際は全てその宮城県のセキュリティークラウド、いわゆるセキュリティーサーバーを介して情報発信をやっているという状況でございます。

そこで、宮城県のそのセキュリティーサーバーに万が一支障が発生した場合、国からJアラート、災害情報等々が流れてくるわけですが、それが住民の方たちに伝達できなくなるという支障、おそれが発生しているわけでございます。また、このセキュリティーサ

サーバー、宮城県のサーバーでございますけれども、これは県内の自治体が共同で使うということもございまして情報の渋滞も懸念されるということもございまして、これは独自に専用回線をつなぐと。宮城県のセキュリティーサーバーを経由しないで、以前使っていたインターネット回線を利用してJアラートの情報のみ登録者の方々に伝達をします。その改修費用が81万円でございます。

そのほかに、ことし7月から子育てワンストップサービスというのが始まります。これは子育てに関しますいろいろな相談とかそういったものを各家庭のインターネットから予約をするというシステムでございますけれども、その外部からのアクセスに関しましてこれはセキュリティー対策を講じなければいけないということで、その装置を設置するという費用が32万4,000円でございます。合わせましてシステム委託料として111万3,000円補正計上させていただきました。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長です。

11ページの住宅建設費の中の木造住宅耐震診断助成事業ということでの委託料でございます。70万円の補正ということでございます。これにつきましては、1件当たり14万円の5件分を計上しております。実績といたしまして、5月末現在でもう5件の方がお申し込みになっているということで、あと5件分を今回補正をお願いしているところでございます。

あと、その下の補助金、木造住宅耐震改修工事助成事業ということで、耐震診断に基づきまして工事の助成事業ということでの補助金でございます。これにつきましては1件当たり92万2,000円の2件分ということで、184万4,000円の補正をお願いしております。これにつきましても今現在実績が2件ということで、今回2件分を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） まず、ふるさと納税の関係ですけれども、謝礼品ですけれども、地域間でかなり今競争があるのかなと思うわけですが、そこで還元率ですけれども、多いところで7割から8割なのかなと私は思ってちょっと調べてみたところ、100%を超すところもあると。ただ、これにつきましては、もちろん計算の仕方によって多少の前後が出てくるんだろうと思います。そこで、新聞テレビ等で報道されておりますけれども、総務省では余り行き過ぎた謝礼を慎むようにいろいろ指導されているようですけれども、加美町ではこういった指導がされているのか。

それから、2つ目の情報システム関係ですけれども、ゆうちょ銀行の話がありました。このゆうちょ銀行と接続されることにより、どのような利点が出てくるものか、また町民にとってどのような利便性があるものなのかひとつお願いしたいと思います。

それから、3つ目の木造住宅耐震の関係ですけれども、5月末でちょっとオーバーしてしまったような話ですけれども、当初の見積もりがちょっと甘かったのかどうか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

ふるさと納税の関係の国等の指導ということでございますが、報道等でも出ておりますが、平成29年4月1日付で総務大臣名によりまして、県を通じて制度の趣旨に沿って責任と良識のある対応を徹底するようというようなことで通知が来ております。具体的な内容としましては、返礼品のあり方として、資産性の高いもの、いわゆる例えば電子機器とか家具とかというようなものですね。あとは金銭類似性の高いもの、商品券であるとかポイント的なものであるとか、あとは価格が高額なもの、そういったものは返礼品にしないようにというようなこと。そして、返礼割合については、社会通念に照らし良識の範囲内として、3割を超える場合については速やかに3割以下とするように求めるというようなものでございます。

加美町におきましては、返礼割合は寄附額の約4割というようなこととしております。町の特産でありますお米でありますとか野菜、お酒などを返礼品としてお届けをしているというような状況でございます。また、モンベルのポイントについては、返礼割合は50%、5割というような状況になっております。これらについては、モンベルをしている自治体がそれぞれ5割だったというようなこともあるかと思えます。

そういった状況でございますが、先ほどの通知を受けまして町としても基本的には通知の趣旨に沿う形で検討を進めているところではございますが、他市町村の状況等もございまして、そういった状況を確認をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（小川哲夫君） ゆうちょ銀行の件ですけれども、利便性という点では、直接非常に大きな利便性は町民の方にはないんですけれども、一番は、先ほど企画財政課長がお話ししましたとおりに、引き落とし情報というのは今までフロッピーとかで職員が直接持っていたりしておりました。それで、加美町ではないんですけれども、全国的にはそれ

を紛失するとかという事件もあったとも聞いております。そういうことがまずなくなるということですが。

それから、利便性という意味で、ゆうちょ銀行は今までほかの金融機関と比べて少し制限されていたところがあったり、機能的にあったんですけども、それで住民の方々が郵便局はだめかなという思いの中にあるかもしれませんけれども、これからは他の銀行とすっかり同じようにサービスが受けられますので、郵便局が近くにある方は銀行と同様のサービスが受けられますので、そういう方にも積極的に勧めてまいりたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長です。

先ほどの当初予算が甘かったんじゃないかというご質問でございますが、これにつきましては、委託料については当初が5件で補正が5件ということで、あと負担金、補助金については当初3件見ていたのが今回補正で2件ということで、当初予算につきましては、前年度、前々年度の実績を踏まえ平成29年度も計上させていただきましたが、今年度申請に來ました町民の方から伺いますと、ハウスメーカー等の業者さんがこの事業を積極的に何か勧誘なされているということで、それに基づいてこういう事業がありますかということである町に問い合わせもありまして今年度ふえているという状況でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） その他質疑はございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 何点かお聞きをしたいと思います。

8ページでありますけれども、移住定住促進の委託料、それから地方創生推進交付金事業での委託料、以前の一般質問の中でもそのアウトドアランド事業の拠点整備なり方向性の中で、事業委託の仕様内容についてなかなか公表されていなかったがために議論にのぼるといふようなところもありましたので、その仕様内容といいますか、委託内容をぜひ事前に知らせていただくことができるのかどうか一つ。

もう一つは、これらに出ております音楽と福祉のまちづくり、それからスポーツツーリズムの人材育成、あとアウトドアの業務の委託料についてまずはお伺いしたいと思います。

もう1点、10ページでありますけれども、農業振興費。この委託料の中でわさび栽培の管理業務委託料がありますけれども、以前にもお話を伺いました。この委託料の積算、またはどういふ事業について途中で立ち行かなくなったときに町として引き受ける用意があるのか、その辺についての基準といいますか、判断をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

私からは、8ページの定住促進費の委託料、音楽と福祉のまちづくり推進業務委託料210万円につきましてご説明を申し上げます。

現在、この事業につきましては、今現在加美町は音楽のまちづくりを進めているわけですが、これは町民の皆さんに体感をしていただくというために、国立音楽院宮城キャンパスと連携をいたしまして各種講座を開催をしたいと思っております。具体的に申し上げますと、若返りリトミック講座、幼児リトミックコンサート、それから小中学校の楽器メンテナンス指導といったものを国立音楽院のほうに委託をして実施をしたいと考えてございます。特に高齢者を対象といたしました若返りリトミックでございますけれども、これは高齢者の方に音楽の力によって頭と心、体、その辺の若返りを図るということでございまして、各地区のミニデイサービス等で実施をしたい。町で実施をするものですから各行政区の負担はないというような形で実施を考えているところでございます。

それからもう一つ、幼児リトミックコンサートでございますが、これは一昨年、昨年と実施をいたしまして大分好評を得た事業ということでございます。バッハホールに600人以上の方にお集まりをいただきまして、盛大に専門の講師を招いてやってきたというものでございますけれども、これを国立音楽院のほうにことは委託をして実施をしたい。この委託料が60万円を考えてございます。先ほどのミニデイ等々の委託料は、一応80カ所を予定してございまして、総額120万円を予定しているものでございます。

それから、先ほど3点目も申し上げましたけれども、町内小中学校の楽器メンテナンスということで、これも国立音楽院のほうに委託をいたしまして、楽器を正しく管理をする、あるいはリペアをすることによって音色がこのように変わるんだというものを正しく理解をしていただく、そして楽器を大切に使うていただく、そういった心といいますか、そういったものを醸成していただくというために実施したいと考えてございます。この予算が30万円を予定してございまして、この事業3つ合わせまして210万円を今回計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

8ページの地方創生推進交付金事業の委託料でございますが、まず1点目、スポーツツーリズム人材育成業務委託料ということで600万円計上させていただいております。こちらの部分につきまして、内訳といたしまして、まずアウトドアスポーツの関係で、スポーツツーリ

ズムの人材育成ということで全員協議会のほうでもご説明をさせていただきましたが、ガイド育成ということで、町内の方々にアウトドアの関係をいろいろ育てていただくと、そのための講習会等を開催をさせていただくということで考えてございます。具体的には、サイクリングのツアーのガイド関係、あとは山岳のガイド関係、レクリエーションのカヌーの関係とか、あとはアウトドアでキャンプ等々の関係の講習会等も開催をするということで考えてございますし、あわせて、そういう資格も主催をしていく段階では必要になってくるということで、そちらの資格取得に向けての検定などもこの中で実施をしていきたいということで上げさせてもらってございます。一応そちらのほうで500万円の計上にさせてもらってございます。

あと、もう一つの人材育成といたしまして、もう一つボルダリングのほうでございます。ボルダリングの施設、今回補正のほうで整備をするということでお願いをしておりますが、施設のほうではなくて、それを今度運営をしていくために、またやはりそちらの人材も必要ということでございます。今回で全てということではございませんが、そのボルダリングの町内の方々は初めてということでございますので、専門の方からいろいろ講習を受けたり、あとは現在やられているところへちょっと勉強といいますか研修に行くと、そういう部分も含めてございます。あと、あわせて、今年度から工事が始まるということで、そういうコマーシャルの部分もこの人材育成の中でやっていこうということで、そちらのほうを100万円の委託料を計上させていただいてございます。

続いて、アウトドアツアー開催業務委託料ということで200万円を計上させてもらってございます。こちらにつきましては、今回アウトドアを広めていくに当たって、先ほどの人材育成もございますが、それとあわせてツアーも、モンベルのモックというツアーなどをよりやられている部門がございまして、そちらのほうに委託をして開催をし、加美町においていただく。そういう部分を一応年4回を現在考えてございます。ただ、あわせて、地元の方々にも一緒に参加をしていただいてその中でみずから学んでいただくと、ガイド内容の部分を学んでいただくと、そういうことも一緒にこの業務の中ではしていきたいということで想定してございます。そちらのほうで200万円という形で計上させていただいているところです。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

わさび栽培施設の管理業務委託料につきましては、3月の補正予算の中で、債務負担行為で

限度額として592万6,000円を計上させていただいたところです。それで、今回その限度額満額の委託料ということで592万6,000円を計上させていただいております。この事業につきましては前の全協等でも説明しているわけですが、支出としまして約2,070万円ほど必要だということですが、それに伴いまして売り上げ、それから障害者の雇用等を合わせますと約1,470万円ほどの収入があると。先ほど申しあげました支出で2,070万円ほど支出が見込まれるということですので、業務委託料として592万6,000円というようなことになっています。

ちなみに、わさびの売り上げにつきましては約1,380万円ほどを見込んでおります。それから、障害者の雇用等に約100万円の補助金を見込んでおります。それから、支出に関しましては、一番大きいのはやはり人件費でありまして、社員、パート等を合わせまして14名の雇用で約930万円ほどの支出となっております。それから、水を一日中流さなければならないということもありまして光熱水費の電気料が非常に大きくて、それに伴う電気料が360万円ほど、そのほかの消耗品でありますとか加工品の材料、それから苗代等を合わせまして約780万円ほどかかるという支出の予算になっております。

それで、平成29年度には592万6,000円の委託料ということになりますが、公社等の打ち合わせの中では、平成30年は68万3,000円の委託料で事業を行いたいという計画ではございますが、そういうお話を受けております。それで、平成31年度につきましては、町からの委託料なしで運営を行いたいというような計画も上がっている状況でございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 補正につきましては、3月の臨時議会の中で債務負担のところでは計画も含めてご説明申し上げたところでございます。今、公社として請け負っているわさび園につきましては、いわゆるわさび根茎の成果品を各販売所に出して売っているということと、それからこの5月に加工品の許可を保健所からいただきましたので、加工品の販売を行っていくということでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 前の質問の中でどの程度までの公共性のある事業を町で請け負うのかということもお聞きしたんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） このわさびについて、町で、そして公社のほうで事業を行うということになりましたのは、このわさび自体が県の指定を受けて推奨農産物となっているとか、そ

れから加美町が進めている6次化という中で、いわゆる宮城県におけるわさびというものが一つのシェアといいますか、名前が浸透してきていると。その中でこれがなくなってしまうということから、町の農産物ブランド品の一つとしてこれを費やすということではなくて、何とかこれをやっつけていこうということでこの事業を公社が請け負ってやることになったということでございます。

それから、先ほど農林課長が申し上げたように、障害者の雇用についても福祉という面もございます。現在、「菜夢」のほうから毎週、いわゆる施設外就労ということで来ていただいて仕事にも当たっていただいているということでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 先ほど1問目で、業務委託の内容について議会で前もってお知らせをいただけないかというような部分についてお答えをまだしていただいておりますので、これからの検討課題にしていただきたいというふうに思います。

商工観光課長から人材育成の部分について深く説明をいただきましたけれども、この人材育成の中で、なりわいとして取り組んでいけるもの、または町民の方々のお力を借りて取り組んでいけるものとさまざまあると思うんですけれども、これからボルダリングなんかに関しては結構お客さんが入ればそれなりの雇用なり何なりというのは出てくるんでしょうけれども、それ以外、これからの事業の進捗状況によってどうしても町で手をかす、支援をしなければいけない部分、または町民の力をかりる部分というのもあると思いますので、その辺の人材育成の考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、先ほどのわさび園でありますけれども、平成30年度では60万円ほど、また平成31年度からは自立してやっていきたいというようなお話もありました。どういう事業努力を積み重ねて平成31年度からは経営が黒字になっていくかというような事業努力についてお話をいただければというふうに思います。

あとは、今後、これは公社についてもですけれども、やはり施設として定期的に更新しなければいけない部分というのがあるのかどうか、わさび園で。その辺の見込みについてもお話をいただければありがたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

人材育成事業の関係で、今後の展開といいますか、それらかなりわいなりにつながるのかというようなご質問かというふうに思っております。今回人材育成をするに当たりましては、

やはりこれまでもそういうことに携わっている方々という方がいらっしゃるというふうに思っております。団体でお話をさせていただければ、そういう体育関係の団体の方々もおられますし、あとはカヌーの関係の団体、あと山登りの関係の団体等もでございます。そういう方々に関しましてやはりぜひこういうガイド的な部分まで発展できるかどうか、ぜひそれを目指したいというふうに思っておりますが、そういう方々にお声がけをさせていただき、ご協力をいただいてまず今回の人材育成の事業に関しましては進めていきたいと。ただ、それ以外、それに入っていないからだめなのかということではないわけですし、その部分もそういう手法に関しましては検討し、多くの方にお声がけをしそういう場に出させていただけるようにしていきたいというふうに思っております。

最終的にはそういう形の中で観光まちづくり協会がございまして、そういうところで、観光ガイドということになりますか、名称はちょっと変わるかもしれませんが、そういうガイド的な部分もやはり東ねていただけるような形にしたいなというふうに思っております。それがやはり今後の波及の問題、あとは多くの方がおいでをいただける場ができるかどうかということにはかかってくると思いますが、最初からなりわいというのはちょっと難しいのかもしれませんが、そういうものに皆さんがなりわいになるような形でのつながりをぜひ展開をしていきたいというふうに思っております。

ご質問の中でもボルダリングのお話もございました。そちらのほうはやはり今非常に人気が高まってきているということで、そういうのに携わる、それらをやりたいという方々も多いということで聞いてございます。ぜひそういう方々がここにおいでをいただく、そうすると大変周りの施設にも好影響になるということで、その中でやはり職員といいますか、そういう人材を育成をし、そこでなりわいとしてできるというふうに一番近いものなのかなというふうには現在は考えてございますし、ぜひそのようになるように努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

これが2年後どうやって委託料なくてやっていけるような自助努力があるのかということでございますけれども、前の会社は、わさびの小さなものまで全部収穫してできるだけ安く売ってしまっていたということがございます。ですから、それが成長するまで何カ月間か売ることができない状況がまずありました。これが2月から3月、4月ということでございます。そういうものがこれから1年、2年たつと大きなものとして販売できるようになるというこ

とがあります。それから、一旦閉めた事務所でございますので、電話の設置からさまざまな事務用品、そういうものを備えるための初年度の経費がかかるということでございます。ですから、それらがちゃんとなって製品として売れるものができてくれば、あとは、これまでさまざまな販売ルートを持っておりましたけれども一度切れてしまいましたので、それを再度菓葉のわさびを使ってほしいということで今営業努力をしております、大衡村や色麻や富谷等の産直のところでも販売をしていただけるようになりましたし、仙台のすし屋さんですとかそば屋さん、ステーキ等、さまざまなお店でも取引をしてくださるようになりました。ぜひそういうお店がありましたら工藤議員にも教えていただければ早速参上したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

私のほうからは、施設の更新についてというご質問でございましたので、栽培用設備には、給水設備といいまして、塩ビパイプに穴があいているものが主な施設のものなんですけれども、そこから水を一日中出すということで目詰まりが起こしやすいということで、塩ビパイプはそんなに壊れやすいものではないので、定期的に掃除をしていけばパイプは大分もつだろうというふうに伺っております。ただ、その水をくみ上げるのにポンプということで、ポンプがありますので、モーターですとかそういうのが故障したりするとポンプの交換もしなければいけないと。あと大きなものになりますと、遮光ネットということで、ハウスの遮光ネットをかけているわけですので、それもそんなに壊れにくいのではないかなというふうに思いますけれども、契約の中では、大規模修繕等が発生した場合は甲乙協議により設置していくということになっておりますので、公社のほうと相談しながら小規模なものを公社のほうで修繕をやっていただくと、大規模に、何らかの災害等も含めまして壊れた場合は協議の中でやっていくということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） では、2点伺います。

8ページ、9ページの地方創生の関係、これ1点お伺いします。この中で委託とか工事あるんですけども、随意契約でないものがあれば教えていただきたいと思います。

あと、それから農林課長に伺います。農林課長らしくないこの予算編成をしているので少し聞きますけれども、先ほど繰り越し関係で事故繰越がありました。土質関係ということなんですけれども、14ページの補正、これがその分の補正ですよね。それで、これは災害復旧工

事ですから、本体の工事は国庫ありますから補助対象になっていますよね。今回はまるっきり一般財源と。これは承認を受ける際に農政局のほうとやりとりするんでしょうけれども、その段階でこの分が補助対象ならせなかったのは農林課長としては失態だなと思うんですけども、その辺、説明をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

8ページの地方創生推進交付金事業とあと9ページの地方創生拠点整備交付金事業、その2つの中で随意契約でないものということでございます。一応今想定をしてございますのは、まず工事請負費がアウトドアランド拠点整備工事に関しましては、入札ということでこちらとしては考えてございます。あと9ページのほうの工事請負費、ボルダリング施設整備工事、こちらにつきましても同じく入札ということで考えてございます。あと、備品購入に関しまして、910万円につきましても、ちょっとこの部分はまだ不明快な部分がございますが、できれば入札で執行できればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

農業施設災害復旧費の中の災害復旧工事ということで、これにつきましては平成28年12月に変更計画の承認を受けまして工事を再開したわけですけれども、その年が明けまして平成29年1月に、品質確保の観点から、降雪による盛り土材の施工は含水率が高い状況で施工するのはまずいということで工事を中断いたしまして、平成29年の3月に宮城県に事故繰越の承認申請を出しておりまして、同月に承認を受けている状況です。その際、先ほどご指摘ありました補助対象にすべきではなかったかというご質問でございますけれども、補助の変更申請に3カ月ほど要するというので、3月ですので、7月にずれ込む可能性もあるということで、町としましては、この大池沢ため池の水と、そのすぐ隣に東沢ため池とあるんですけども、その2つのため池を用水として使っているわけですけれども、東沢ため池のほうは通常流れておりまして、ただ夏場どうしても渇水時期になりますと1つのため池の水では足りないということで、この大池沢ため池を7月上旬に使用できるようにしてほしいという要望もございまして、その7月上旬の完成を目指して実施するために町単独事業となったものでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 地方創生のほうのこの2つの事業で大体5,000万円総事業費で超える中

で、ほぼ半分ぐらいですか、備品購入のほうがまだわからないというお話ですから半分を超えるぐらい、もしこれが入れば。ということは、随契が半分、5割、6割ぐらいになると。一般質問でもちょっと質問したんですけれども、よく随意契約というのは絶対悪いことではないんですけれども、県の事務検査とかありますよね。そっちで必ず指摘されるはずですよ。何でこう随契をしたのかと。ですから、その辺説明がつくようにして持っていかないとまずいので、その辺を説明できるように。ですから、さっき11番議員ですか、仕様関係ということが多分お話ししたと思うんですけれども、そういう観点から、その辺説明つくように進めていかないと後で大変なことになりますので。

あと、農林課長の答弁はわかりました。やはりこういうことがないようにもう少し早目早目の算段で以降進めてください。よろしくお願いします。答弁はいいです。

○議長（早坂伊佐雄君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 8ページの自治総合センターコミュニティ助成事業の内容をお伺いします。

それから、13ページの公益財団法人日本交響楽振興財団助成金事業の内容をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、1点目の8ページの自治総合センターコミュニティ助成事業の1,710万円についてご説明を申し上げます。これはご案内のとおり、一般財団法人の自治総合センター、これは宝くじの収益金の一部を各コミュニティー等々に助成をしている団体でございます。今回1,710万円歳入のほうにありまして、同額歳出のほうにも計上させていただいておりますけれども、これは2カ件ございます。

まず、1件目が集会所、コミュニティー施設建設に対する助成ということで、今回宮崎の小泉行政区のほうに1,500万円を助成するものでございます。対象事業費の5分の3、ただし上限額が1,500万円という形の補助率になってございまして、今回小泉地区では2,500万円以上の集会所を建設するというので、上限額1,500万円の助成の内示をいただいたというものでございます。

それから、もう1件ございまして、これは地区コミュニティーの活動に対する備品購入費に対する助成でございます。ことしは鹿原地区コミュニティー協議会のほうで構成の物置、テント、座卓、座机ですね、それから子供会等々で使うキャンプ用品の計画がなされまして、これに対する助成金として210万円助成を受けたものでございます。

なお、申請に当たりましては、昨年の10月にセンターのほうに申請をしておりましたが、こ
とし3月に内示を受けたもので今回の補正として計上させていただきました。以上でござい
ます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。よろしくお願いいたします。

ご質問の公益財団法人日本交響楽振興財団助成金でございますが、この財団につきましては、
プロ、アマチュアのオーケストラへの助成活動、あるいは演奏助成ということでいろいろな
活動をされている財団でございます。こちらにことし7月16日に開催されますパッサホール
管弦楽団の演奏会への助成を申請をいたしました。この助成制度というのがちょっと変わっ
ておまして、まず最初に助成を受ける側がこの45万5,000円を一旦この財団のほうに負担金
として出します。それで、その倍額を財団のほうから事業実施後に助成をしていただくとい
うシステムになっておまして、結果的には91万円以上の事業をやって初めて45万5,000円の
助成をいただけるというシステムになってございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） その他質疑はございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 8ページ、9ページのまち・ひと・しごと創生事業の関係で、歳入でい
うと6ページに過疎地域等自立活性化推進交付金と、2,100万円ほどあります。それで、全協
で説明あったときは、地方創生との関係のその下の交付金1,100万円と拠点整備の1,183万円と
いうことで、2分の1ということでお伺いしていました。まず、その過疎地域等自立活性化
の交付金の内容と、それに伴って支出のほうのまち・ひと・しごと支援国県支出金に、ここ
に入っているわけです。それに地方債として1,240万円で、一般財源としてはほとんど使わな
いでこの事業をするというふうに読み取ってよろしいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

6ページの過疎地域等自立活性化推進交付金2,139万3,000円に対してのご質問にお答えさせ
ていただきます。

これは総務省で出している補助金でございまして、過疎地域に移住・定住に向けた宅地造成
をする際交付を受けられるというものでございます。今回対象となっておりますのは、下原
地区の宅地造成でございます。2,139万3,000円の根拠でございますけれども、対象経費の2
分の1、補助対象事業費の2分の1ということになってございまして、その対象経費と申し
ますのは、生活関連施設に関連する工事ということで、今回造成工事等々あるわけでござい

ますが、その中の道路に関する整備費、それから水道・下水道に係る工事費、これ合わせまして4,278万円ほどでございますが、その2分の1が今回交付されたというものでございます。

それから、歳出のほうに出てこないというような、何かわからないというようなご質問もございました。今回は、この対象事業費につきましては当初予算で下原の宅地造成費約1億円ほど計上させていただいてございますが、今回3月に内示を受けたものですから、当初予算にも反映されなかったということで今回補正のほうを計上させていただきましたが、今回は補助金が入ったということで、その分を一般財源のほうを減額をしたということでこの表には出てこないんですが、その財源の内訳整理をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） やっとわかりました。そうすると、この4,572万3,000円がここで入っていてもこの事業で使えるものではなくてという理解でよろしいんですね。そうすると、あくまでも全協で説明あったスポーツツーリズム、あとは拠点施設整備、これは、2分の1は地方債の1,240万円を除く分は一般財源からという扱いで考えてよろしいんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ちょっと整理をさせていただきますけれども、過疎地域等自立活性化推進交付金につきましては、これは地方創生関連の事業とは全く別物ということで、下原地区の宅地造成にかかわる分ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、地方創生関連の推進交付金1,100万円、それから拠点整備、これは補助対象事業費の2分の1ということでございます。その補助残につきましては一般財源と返済を充当してございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） わかりました。そうすると、この地方債の1,240万円というのは除くというか、別ということですよ。

それともう1点、同じ8ページの企画費の中の工事請負費96万9,000円、音楽技能習得施設排水設備修繕工事ということで、これが開校してもう早速修繕が必要なのか、そこをお願いします。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

先ほどのまず1点目の1,240万円の起債ということでございますが、これは拠点整備に総事業費が3,103万円でございます、交付金が1,183万円、そして起債が1,240万円と。推進交付金には起債ちょっと充当できないんですが、ハード事業の拠点整備には対象になるということで1,240万円、これは拠点整備のほうということでご理解をいただきたいと思います。

それから、排水設備の改修工事でございますが、これは上多田川の改修工事、1月末に改修が終わったと。それで、3月に入りまして宮城キャンパスのスタッフがあそこに入居しまして開校準備をしておったわけでございますけれども、西側のトイレ、皆さんも開校式あるいは入学式のときに使用禁止という張り紙をさせていただいておったわけでございますが、水の流れが悪いということで業者に調査をしていただきました。調査の結果を見ましたら、今回の工事で手をつけていない箇所でございますけれども、トイレと浄化槽の間のパイプがたるみを起こしておったと、ふぐあいがあったということでございました。今回あそこの改修工事に当たりましては、節水型のトイレにしたために水の押す力が弱くなったと。従来型ですと水量がやはりあるものですから、汚物を押して何とか流しておったということで対応してきたと思われるわけですが、いずれ水の流れが悪いということで調査したところそういったことが発覚したということで、今回、玄関口から外に、裏の玄関口なんです、玄関口から外にかけまして2メートルぐらいちょっと掘削をいたしまして、その管のたるみを修正をしたいということで今回補正予算に計上させていただきました。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） ほとんど質問したいことはわかったんですが、2点だけ。ささやかなところですが、8ページ、企画費の先ほど説明のありました自治総合センターコミュニティ助成事業という項目は、当初予算書にありました自治総合研修寄宿舍利用のこの項目とは全く別物なんですね。同じようなところに補助金としてあったので内容をお伺いしようと思ったんですが、その違いについてお伺いします。

それから、10ページの農地費、これも補助金で最初は国営造成施設管理体制整備事業とありますが、この場所と、どういうものに使っている国営造成施設なのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

自治総合センターのコミュニティ助成事業に関連して、当初予算であります東北自治総合研修センター寄宿舍利用というようなところとの関連はということでございましたが、当初予

算のほうの東北自治総合研修センター、こちらについては富谷町にあります研修所の施設でございます。そちらに研修で宿泊した際の利用の際の負担金ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金につきましては、当初予算より補助金が多く配分されたために増額となったものでございます。これにつきましては歳入のほうにも上がっております。

それで、この場所ということなんですけれども、これにつきましては、大崎土地改良区管轄の国営で整備した水路等の維持管理に関する経費を、受益者割ということで大崎市、加美町、美里町の1市2町で負担しているものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質問ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号平成29年度加美町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号平成29年度加美町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第61号 平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（下山孝雄君） 日程第22、議案第61号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第61号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算から歳入歳出それぞれ3,760万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ26億2,239万1,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、国庫支出金として療養給付費等負担金2,599万1,000円減、特別調整交付金300万円増、県支出金として財政調整交付金730万9,000円減などであり、歳出については、総務費でデータヘルス計画策定委託料404万円増、後期高齢者支援金6,309万1,000円減、介護給付費納付金1,891万1,000円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 21ページ、データヘルス計画策定委託料の内容をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長、お答えいたします。

今回、データヘルス策定委員会の追加補正を行うものでございます。この委託料につきましては、当初予算におきまして国民健康保険の被保険者のみの計画でございましたが、今回後期高齢者を含めた形で追加補正を行うものでございます。町の健康課題を的確に把握でき、成人から高齢者を含めた総合的な保健事業を展開し実施するものでございます。なお、歳入におきましては、財政調整交付金ということで歳入の300万円をこの事業費に充てているものでございます。

やはり健康が一番でございます。生活習慣病の改善に今後努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 本予算にもあったということですので、委託先は同じだと思っておりますけれども、本予算のとき確認していなかったもので、委託先をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長、お答えいたします。

この業者につきましては、やはり実績がございます東京の株式会社データホライズン東京本社をご指名いたします。内容につきましては、やはり糖尿病、そういった生活習慣病につきましてはデータの管理等たけている業者でございます。今お話し申し上げましたように、町民の健康という管理につきましては十分実績のある業者と判断いたしております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第61号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第62号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第23、議案第62号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第62号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員鎌田 稔委員の任期が6月25日までとなっておりますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第62号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で表決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早坂伊佐雄君） ただいまの出席議員は16名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に9番沼田雄哉君、10番一條 寛君を指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よつて、開票立会人に9番沼田雄哉君、10番一條 寛君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（早坂伊佐雄君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願ひます。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早坂伊佐雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票においては、議席で投票用紙に記入し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願ひます。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（早坂伊佐雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。9番沼田雄哉君、10番一條 寛君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（早坂伊佐雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

うち有効投票 16票

うち 賛成 16票であります。

以上のおおりの賛成が全員であります。よって、議案第62号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のおおりの同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第24 議案第63号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第24、議案第63号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第63号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成31年3月31日に加美町立旭小学校廃止、同年4月1日に加美町立宮崎小学校に統合する条例改正を行うものであります。

加美町教育委員会においては、平成24年2月28日に加美町立小中学校再編の基本方針を決定しました。基本方針では、複式学級を編成している小学校について複式学級を解消するために統合するものとし、統合の時期については平成27年4月までに行うというものであります。

旭小学校につきましては、保護者、地域住民の十分な理解が得られなかったということで平成27年4月の統合は見送ることになりましたが、複式学級解消の基本方針に基づき、引き続き懇談会を開催してまいりました。昨年度教育委員会が開催した保護者等との懇談会の中で、もう一度統合の時期を示してほしいという意見が出、在校生と未就学児の保護者を対象にアンケート調査を実施したところ、回答者の7割以上が統合に賛成し、統合時期についても一日も早く統合してほしいという結果となりました。アンケート結果を踏まえて教育委員会で協議した結果、児童の交流や学校間での調整期間を考慮し平成31年4月1日の統合が望ましいと判断し、保護者や地区住民に示したところ、おおむね理解を得ることができたということとございました。6月1日に総合教育会議を開催し、教育委員会の考えを伺いました。私としましても、これまでの経過を踏まえた教育委員会としての結論を尊重し了といたし、こ

のたびの提案としたものであります。

なお、詳細につきましては教育長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

ただいま町長より加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について説明がありましたが、教育委員会の立場からも説明をさせていただきます。

加美町立旭小学校と加美町立宮崎小学校との統合につきましては、先ほど町長より説明があったとおりですが、今後統合に向けた具体的な作業を進めていくためには加美町立学校の設置に関する条例の一部改正が必要となってきます。そして、この条例の一部改正案が議会の承認をいただいて初めて統合に向けた準備作業を進めることになります。

本日お示ししました資料のとおり、交流、準備には多くの調整事項があります。平成26年4月に行いました上多田川小学校と広原小学校の統合を総括しましたところ、上多田川小学校の子どもたちや保護者から「統合するに当たって何らかの心配や不安があった」「もっと準備に時間をかけてほしかった」という声がありました。これらの反省からも準備等には2年程度の時間を確保したいというふうに考えております。

また、これまでの懇談会等で、旭小学校の保護者からも「子供が大勢の中にうまく適用できるかどうか心配である」「交流事業等を十分に行ってほしい」、そういう声もいただいております。これらのことも踏まえながら、旭小学校と宮崎小学校の統合につきましては、子どもたちや保護者の心配や不安なことを解消し、むしろ統合することに夢や期待を持ち安心して統合に向かっていけるよう事前の交流活動等に十分に時間をかけ、充実したものにしていきたいというふうに考えております。そのためにも一日も早く両校の先生方が集まり学校間の連絡調整を行ったり、統合の主役である子どもたち、そして保護者の声にも耳を傾けながら、交流活動等の計画に生かしていくことが必要であるというふうに考えております。交流活動等につきましては、できるだけ早い時期からスタートし、子どもたちの交流の時間を少しでも多く確保し、子ども同士の交流が深められるように進めていきたいというふうに考えております。

教育委員会としましては、子どもたちに新しい友達との学校生活や教育活動、これらに期待を持たせ安心して通えるようにすること、そして一日も早く統合してほしいという保護者の声に応えることが教育委員会の責務であるというふうに考えております。

統合の問題につきましては、保護者や地区住民の理解を得てから初めて先に進むことができるわけですが、本案件も非常に重要なものでありますが、本来であれば初めから議案として提案してご審議いただくところではありますが、今回追加議案の提案という形になりましたことを心からおわび申し上げたいと思います。

ぜひ議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 今、説明を伺って、2年間の猶予期間を設けたということは大事ななというふうに思いました。その間の計画についてちょっとお伺いします。児童のヒアリングと保護者、地域のヒアリングを行うというふうにあります。どんな方法でヒアリングを何回ほど行うのか。その結果をどのようにして報告、説明していくのか。以上、最初に2点お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長であります。

そのヒアリングの回数、方法等につきましてはこれから検討していくこととなります。できるだけ子供たち、それから保護者の皆さんの声を聞きながら、やはり子供目線で交流活動等も行っていきたいなど。あわせて、子供だけではなくて教職員、それから保護者の交流ということも考えていかなければならないかなというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 先日全協でいただいた資料の中にアンケート結果が、文章表現がありましたが、その中で広原と上多田川小学校のときのアンケート結果にも同じような内容が見られたわけなんです。学校にやっている保護者だけの問題じゃない、地区全体の問題じゃないかというふうな意見がありましたので、地区を対象にした地域のヒアリングというふうに今回書かれてありますので、それは全体を対象にして行うということだと思いますが、旭地区1カ所だけでやる予定なのか。とても広いと思いますし、学校でやるにしても寒風沢地区からとか、随分あちこち離れていますので、そのやり方についても工夫をしてほしいと思いますが、どうでしょうか。今の時点で考えられることをお聞かせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長、お答えいたします。

本日お示しをさせていただいております資料の5ページ目に今後の調整内容等の線表等を載

せていただいております。これは一般的な統合に向けてのいろいろな調整事項ということでございますが、前回、この児童へのヒアリング、あるいは保護者、地域へのヒアリングという項目は広原小学校と上多田川小学校ではこの部分がございませんでした。今回あえてこの内容を入れたのは、これまで保護者なり地域の皆様方にご説明をしていく中で、やはり旭小学校のいいところもできるだけ統合後取り入れていただきたいというご希望がございましたので、特に校外活動等につきまして、それぞれの学校さんではそれぞれの地域のことは十分ご理解いただいているとは思いますが、ほかの地域のことは余りご承知ではないということで、その部分でのヒアリングということでございます。したがって、例えば各集落ごと、行政区ごとにヒアリングをかけるというものではございませんで、今、学校と密接につながるいわゆる団体の方々を一応想定してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 一応ちょっと離れた立場で経験した者としてお話ししておりますが、統合のメリットだけを強調し過ぎると不安に思っている人たちの声は聞こえなくなってしまうので、本当にアンケート結果にもありますように、まだ反対だと思っている人の声にも耳を傾けながら、その人たちの理解を得ていくような工夫、態度で向き合ってほしいなと思います。コミュニティーがなくなることに対する不安とか心配とか、それから自分の我が子が、あるいは地区の子供たちが本当にちゃんとやっていけるんだろうかという不安は誰も持っていると思うので、そういった不安に対する思いも十分酌み取れるようなやり方で、計画でやってほしいと思います。以上です。それに対して何かあったらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今回の統合に向けて地域の方、保護者の方からおおむねご理解をいただきましたけれども、今議員がおっしゃったように、まだ十分理解されていない方もおります。やはりそういう方の声にも十分耳を傾けて進めていくことは大事だと思っております。あと、その方法につきましては任せていただきたいなというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑はございませんか。8番三浦英典君。

○8番（三浦英典君） これから統合に向けてまだまだ汗をかかなければならないことが多かろうと思いますが、ぜひ統合に向けてご努力をお願いしたいと思います。質問でもありません。応援したいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め

ます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員派遣の件について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件についてお手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましてはこのとおり派遣することに決定いたしました。

日程第26 閉会中の継続調査について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長沼田雄哉君より「行財政の健全化と政策課題について」「安心して生活できる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長高橋聡輔君より「学校教育及び生涯学習の充実について」「保健医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より「産業の振興と地域活性化策について」、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長木村哲夫君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」「議会改革、議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、以上6委員会から閉会中の継続調査の申

し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は6月14日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成29年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月9日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 木村哲夫

署名議員 三浦英典